



チェックテスト 

第 41 回 【江戸時代の身分と社会】

- ① 武士が主君から給料として支給されていたお米を何といいますか。
()
- ② 武士に認められていた特権で、日常的に刀を差すことを何といいますか。
()
- ③ 名主、組頭、百姓代を合わせた、村の指導者の総称は？
()
- ④ 自分の田畑を持たず、小作や日用（日雇）などで生計を立てた百姓は？
()
- ⑤ 自分の土地を持ち、村の自治にも参加できる百姓は？
()
- ⑥ 収穫の 4 割を年貢、6 割を農民の取り分とする年貢割合を何といいますか。
()
- ⑦ 本百姓の数戸で編成され、年貢納入や犯罪に連帯責任を負わせる制度は？
()
- ⑧ 死んだ牛馬の処理などに従事し、差別をうけていた人を何といいますか。
()
- ⑨ 町人のうち、自分の家を持ち町政への参加権がある人を何といいますか。
()





- ① 武士が主君から給料として支給されていたお米を何といいますか。
 (ほうろく 俵禄)
- ② 武士に認められていた特権で、日常的に刀を差すことを何といいますか。
 (たいとう 帯刀)
- ③ 名主、組頭、百姓代を合わせた、村の指導者の総称は？
 (むらやくにん 村役人 / むらかたさんやく 村方三役)
- ④ 自分の田畑を持たず、小作や日用（日雇）などで生計を立てた百姓は？
 (みず 水のみ / びやくしょう 百姓 / みずのみびやくしょう 水呑百姓)
- ⑤ 自分の土地を持ち、村の自治にも参加できる百姓は？
 (ほんびやくしょう 本百姓)
- ⑥ 収穫の 4 割を年貢、6 割を農民の取り分とする年貢割合を何といいますか。
 (しこうろくみん 四公六民)
- ⑦ 本百姓の数戸で編成され、年貢納入や犯罪に連帯責任を負わせる制度は？
 (ごにんぐみ 五人組)
- ⑧ 死んだ牛馬の処理などに従事し、差別をうけていた人を何といいますか。
 (えた えた)
- ⑨ 町人のうち、自分の家を持ち町政への参加権がある人を何といいますか。
 (いえもち 家持)